

出前館における PayPay（オンライン決済）サービス利用に関する規約

第1条（規約の適用）

本規約は、SBペイメントサービス株式会社（以下「SBPS社」という）が、「SBPS決済サービス加盟店規約」（以下「加盟店規約」という）に基づき提供する本サービスのうち、PayPay（第3条で定義）を決済手段とするサービスの利用を認められたPayPay代表加盟店である株式会社出前館（以下「当社」という）が、出前館加盟店でPayPayを決済手段として希望する加盟店（以下「利用者」という）に対して適用される。

- 2 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、加盟店規約で使用する用語と同一の意味とする。
- 3 本規約は、出前館加盟店規約（以下「原規約」という）の一部を構成するものであるため、本規約に記載のない事項は原規約の各条項が適用される。

第2条（規約の変更）

当社は、SBPS社、PayPay社及び当社の意向に基づき、本規約の内容を変更することができるものとする。

- 2 当社は、前項の規定により本規約の変更をするときは、その効力発生日を定め、かつ、事前に本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生日を当社所定の方法で周知し、効力発生日に本規約は変更されるものとする。

第3条（用語の定義）

本規約において使用する用語の意味は、別途定義されない限り、以下のとおりとする。

（1）PayPay

PayPay社が提供する、加盟店と顧客との間の取引における商品等の代金を、当該利用者がPayPay株式会社にあらかじめ登録した情報または都度入力する情報を用いて決済を行うサービス。

（2）顧客

商品等の代金の決済にPayPayを利用する者。

（3）PayPay社

PayPay株式会社をいい、以後、加盟店規約第3条（用語の定義）第5号の「決済会社」とする。

（4）加盟店情報

PayPay社の指定するID、パスワードその他PayPayを利用するためには必要な加盟店に関する情報。

(5) 決済関連情報

PayPay により決済された額、件数、決済の履歴および PayPay 社が加盟店に対してカード関連情報（顧客のカード番号、カードの有効期限、カードのセキュリティコードまたはカード会社に登録された顧客の氏名、電話番号など、カードを利用するためには必要な情報）に代えて提供するコードなどの決済に関する情報。

(6) 注文関連情報

PayPay により決済された商品等の金額その他の注文に関する情報。

第4条（適用規約）

利用者は、PayPay 社が別途定める「PayPay 加盟店規約（オンライン決済用）」（右の URL に掲載されている規約をいい、

https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/paypay-merchant-terms-online/#terms_online

https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/paypay-merchant-terms-online/#balance_online

https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/paypay-merchant-terms-online/#biz_online

<https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/paypay-merchant-guideline-online/>

<https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/paypay-psp-terms-online/>

変更後の規約および URL が変更となった場合には、決済会社が指定する URL に掲載されている規約を含む）、その他これに付随する規約等（以下「規約類」という）に同意のうえ、PayPay を利用する。

- 規約類と、本規約および加盟店規約との間に齟齬が生じる場合、規約類が優先して適用される。

第5条（同意事項）

利用者は、PayPay を利用するにあたり、次の各号に定める事項について同意をするものとする。

- 当社が、利用者の情報、決済関連情報および注文関連情報を SBPS 社又は PayPay 社に開示提供すること。
- 決済関連情報および注文関連情報は、SBPS 社が当社に提供すること。
- SBPS 社が当社に提供する注文関連情報および決済関連情報は、SBPS 社及び当社が正確性を保証するものではない。
- PayPay 社が提供する PayPay 機能の一部を当社及び利用者が使用できない場合があること。
- PayPay 社と SBPS 社との間の契約が終了したときは、当社及び利用者が PayPay の利用を継続できなくなる場合があること。
- PayPay 社又は SBPS 社が加盟店規約に条件を付した場合には、当社は当該条件に従うことから、利用者においても本サービスの利用において当該条件に従うものと

する。なお、SBPS 社は、PayPay 社または SBPS 社が加盟店契約に条件を定めた場合、SBPS 社所定の方法で当社に通知し、その通知後、当社は当社所定の方法で利用者に通知するものとする。

- (7) PayPay 社の審査によっては、PayPay を利用することができない場合があること
 - (8) 利用者が代表加盟店である当社に対し、PayPay 代表加盟店約定又は PayPay 加盟店規約等に基づき、PayPay 社から支払われる商品等代金を利用者に代わって受領するとともに、利用者が支払う手数料を利用者に代わって支払う権限（以下「収納代行権限」という）を付与すること
 - (9) SBPS 社と当社間における契約、又は、PayPay 社と当社間の契約等が終了したときは、その終了に従って、本規約も終了し、利用者が PayPay の利用を継続できなくなること。ただし、当該終了に伴う注文関連情報の提供停止、PayPay 利用停止措置が完了するまでにの間になされた PayPay を利用した取引については本規約、関連規約、及び適用規約に従うこと
 - (10) 利用者は、法令等、PayPay 社が定める規約及びガイドライン、SBPS 社が定める規約、本規約、出前館加盟規約を遵守すること
 - (11) 前号に定める目的のために必要と判断した場合、利用者に対し、業務の改善や指導を行うが、これに従うこと
 - (12) 当社が、PayPay 社の依頼又は当社の判断により、利用者による PayPay の利用状況、商品等の内容等、必要と認めた事項に関して調査、報告、又は資料の提示（以下「調査等」という）を求めた場合、直ちにこれに応じること
 - (13) 利用者が第 10 号に違反し、利用者の故意、又は重過失等責めに帰すべき事由により、当社に損害を与えた場合、その損害を賠償する義務を負うこと。また、顧客に損害を与えた場合、利用者はその顧客に損害を賠償する義務を負い、当社に一切迷惑をかけず、利用者自身で紛争等解決を図ること
- 2 前項第 6 号の場合において、利用者は、PayPay 社または SBPS 社が定めた条件に承諾できない場合、当社からの通知を受領した日から 5 営業日以内に当社に申し出るものとする。利用者は、5 営業日以内に当社に申し出をしない場合、PayPay 社または SBPS 社が定めた条件をもとに本サービスを利用することについて、異議なく承諾したものとみなす。

第 6 条（収納業務、対価）

SBPS 社は、当社が PayPay 社から売上承認を得た後、売上確定した商品等代金を、当該売上確定した日を基準に、毎月 1 日から末日までの期間（以下、商品等代金を支払う際の集計対象となる期間を「取扱期間」という）で集計を行い、翌月の 10 営業日までに、取扱期間中に売上確定した内容、第 4 項および第 5 項に定める本サービス利用の対価および加盟店への入金予定金額を記載した報告書（以下「報告書」という）

を、当社に送付することにより、当社はその報告書を基に、当社指定の方法により、利用者に別途記載の方法により、利用者に通知するものとする。

- 2 利用者は、通知受領後速やかに、記載内容を確認するものとする。通知が送付された月の末日までに当社へ連絡がない場合、当社は、利用者が通知の記載内容を異議なく承諾したものとみなす。
- 3 本サービス利用の対価は、第3条(5)に規定するPayPayにより決済された額に、別途当社と加盟店との間で合意した料率を乗じた金額（決済手数料）とします。
- 4 前項の規定にかかわらず、当社が、SBPS社に対し提出したSBPS社所定の書式（申込書、双方が合意した書面（覚書）等を含み、これに限らないものとする）に記載された費用等についても本サービス利用の対価に含まれるものとする。
- 5 当社は、利用者に対し、出前館加盟規約記載の方法により、第3項の費用を請求する。
- 6 当社は、SBPS社との協議のうえ、本サービス利用の対価及び支払方法を変更することができるものとする。ただし、当社の責によらない事由により本サービス利用の対価を変更する必要がある場合には、SBPS社の事前通知が当社になされたあと、速やかに利用者に通知することにより、本サービス利用の対価を変更することができるものとする。

第7条（免責）

SBPS社、又はPayPay社が管理する本サービスのシステム等に障害が発生した場合、当社は、利用者に対して一切の責任を負わないものとする。

- 2 当社は、利用者に対し、必要な通知をしたにもかかわらず、利用者がこれを遵守しないことによって、利用者又は顧客に生じた不利益及び損害について、一切責任を負わないものとする。
- 3 当社は、契約上の責任、不法行為責任、その他のいかなる法律原因によるものであるかを問わず、自己の故意又は重過失によらない事由によって生じた損害の一切について、責任を負わないものとし、当社が損害賠償を行う場合であってもその賠償額は、その損害の発生の1か月以内に実際に当社が受領した手数料の合計額を上限とする。
- 4 当社は、いかなる場合でも利用者及び顧客に生じた、間接損害、付隨的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害またはデータ損失の損害の一切について、責任を負わないものとする。

第8条（商標等）

利用者は、本サービス利用に必要な範囲において、PayPay社が定める印刷物や電子媒体等において、PayPay社の承諾を得た態様により、PayPay社の商号、商標、サービス名称、ロゴ等を使用することができる。

第 9 条（第三者への業務委託の禁止）

利用者は、当社または PayPay 社の承諾がない限り、本規約に関する業務を第三者に再委託することはできない。

第 10 条（有効期間）

本規約における契約の有効期間は、別途書面の記載のとおりとする。

- 2 前項にもかかわらず、本規約の終了・満了時に本規約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本規約が適用される。

第 11 条（中途解約）

当社及び利用者は、相手方に対して 3 ヶ月前までに書面により通知することにより本規約における契約を解約することができる。なお、当社と PayPay 社間の契約、その他本規約を継続する基になる当社との提携業者間の取引・契約が終了し、本規約の継続が困難となったと当社が判断した場合、当社は、利用者に対して何らの責任を負うことなく、本規約の終了時をもって本規約における契約を解約することができる。

第 12 条（解除、期限の利益喪失等）

当社または利用者は、相手方が本契約に定める義務の全部または一部に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず相手方が当該期間内に是正または履行しない場合、本契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができる。

- 2 当社および利用者は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに本規約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができる。
 - (1) 財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがなされ、または租税公課を滞納し督促を受けたとき
 - (2) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったとき、または解散（法令に基づく解散を含む）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき
 - (4) 資本減少、事業の廃止、休止または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
 - (5) 手形もしくは小切手を不渡とし、その他支払不能または支払停止状態となったとき
 - (6) 主要な株主または経営陣の変更がなされ、他の当事者によって本契約を継続することを不適当と判断されたとき
- 3 当社は、利用者が次の各号の一に該当する場合、何らの事前の通知、催告なしに、直

ちに本契約および利用者との他の契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができる。

- (1) 利用者がPayPay社、SBPS社、又は当社の信用を毀損したときまたはそのおそれがあると当社が判断したとき
 - (2) 利用者が法令に違反したとき、その他本契約の継続が不適当であると当社が判断したとき
- 4 当社または代表加盟店が第2項各号の一に該当する場合、該当者は相手方に対するすべての債務（本規約における契約上の債務に限定されない）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて相手方に支払わなければならない。また、前項に基づき当社が本契約を解除した場合の利用者についても同様とする。
- 5 本条に基づく契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第13条（協議）

本規約に定めがない事項または本規約に生じた疑義について、当社および利用者は、誠実に協議して解決を図る。

第14条（合意管轄）

本規約に関する訴訟については、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（準拠法）

本規約における契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠する。

2020年3月11日 制定